

兵高教組 調査情報
2014年10月1日 15号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

常勤講師等の「空白の一日」問題 県教委、国の指導を無視して制度改悪！

9月29日(月)、県教育委員会は「臨時的任用職員の任期等について(依頼)」という通知を出しました。臨時的任用職員の任期について、これまでは①3月30日任期終了、4月1日任用、もしくは②3月31日任期終了、4月2日任用のどちらか選んでいたものを、全て②に統一するというものです。この通知は、常勤講師等が就労の実態に照らして事実上の使用関係が継続している場合には、年金・健康保険を継続させることを求めた総務省通知を真っ向から否定するものです。

☆保険・年金の継続は運動の到達点

今年の1月に総務省から各都道府県へ、臨時的任用教員を継続雇用する場合には「一日もしくは数日の空白期間」があっても被保険資格は「継続する」と通知されました。また、7月4日にもあらためて「事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要」がある、という通知を出しました。この問題は、兵庫高教組が2010年に総務省・文科省・厚労省と直接交渉を持ったことに端を発し、その流れを受け、全国では多くの都道府県が改善措置を講じてきていますが、兵庫県はこの間この問題をずっと放置してきました。

総務省通知の趣旨		県教委の方針	
3/31を空けた場合でも		全員4/1を空けさせる	
3月分の年金・保険の県負担	4月分の手当(住居・扶養)支給	3月分の年金・保険の県負担	4月分の手当(住居・扶養)支給
○	○	○	×

☆全く道理のない県教委の主張

県教委が今年度10月からの任期更新にあたってやっと出した答えは、「兵庫県では臨時的任用教員は事実上の使用関係が中断することなく存続しているとは考えない。よって、3月も厚生年金及び健康保険の被保険者とするためには3月31日の任用が必要であり、職場が変わるか否かにかかわらず一律に3月31日任期終了、4月2日任用に統一する。」というものです。

☆高教組は通知の撤回を要求

今回の県教委通知は総務省通知の趣旨を真っ向から否定した上で、年金・健康保険を継続させるために、という名目で全員一律に4月1日を空けさせて4月分の手当を取り上げるという、制度改悪でしかありません。高教組は、あくまでも総務省通知の趣旨が、実態に照らして雇用が存続する場合は任命権者である県教委が責任を持つべきである、ということを今後も強く訴えていきます。

特殊業務手当(部活動手当等)を増額する その代わりに 給料の調整額を減額する？

昨年末、文部科学省が2014年度予算案の中で「メリハリある教員給与体系の推進」を打ち出しました。その内容は①部活動指導手当等の増額7億円〔部活動指導手当は2,400円→3,000円〕②給料の調整額の縮減▲7億円〔調整額を20%縮減〕、というものです。それを受けて、兵庫県でもおそらくこの秋の確定交渉の中で①と②が抱き合わせで提案されると予想されます。高教組はこのようなやり方には断固反対します。

☆「メリハリある給与体系」って？

文科省のいう“メリハリ”とは「頑張っている人」がそれなりの報酬を得ること、という意味のようです。多くの都道府県では①特殊業務手当(部活動指導・修学旅行及び対外運動競技の生徒引率指導・非常災害時の特殊業務)の増額と②給料の調整額の20%削減、とが抱き合わせで提案されたり、またはもう既に実施されたりしています。しかし、

ると話は別です。いくら部活動がんばっているという自負があったとしても、自分が受け取る手当が特別支援で頑張っている教員の賃金を削った分だと知って素直に喜べるでしょうか？

障害の重度・重複化の中で特別支援学校教職員に求められる専門性・特殊性はむしろ一層増大しています。教育困難自体を軽減する改善策も示さないのであれば、減額する理由は全く見当たりません。

私たち高教組は、このような教職員同士に足の引っ張り合いをさせるような提案がもし出されれば、それに対しては断固拒否し、「メリハリ」ではない教職員全体の賃金底上げをこそ求めていきます。

熱心に部活動の指導をしている先生の頑張り > 重い障害を持った子ども達と向き合っている先生の頑張り

こんなふうには比べられるのでしょうか？

☆必要なのは全ての教職員の賃金底上げ

もちろん、時給に換算すると最低賃金にも届かないような部活動手当の増額は当然のことです。しかし、予算措置もせずに増額分の財源を全く趣旨の違う「給料の調整額」を減らすことで生み出す、つまり他の分野で頑張っている教員の賃金を削ってそれを充てるとな

「給料の調整額」とは？

いわゆる「手当」ではなく、特別支援学校の教員や小中学校特別支援学級担任などの特殊性に対して「職務の複雑、困難若しくは責任の度合い又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件」(給与条例第14条)として支給されているものです。

青年部主催学習会のご案内

日時：10月18日(土)
 場所：兵庫高教組会館 3F大会議室 (JR元町駅から徒歩3分)
 日程：13:00~14:30 学習会 『教師よ、さざ波を起こす風となれ！』
 一子どもの声に耳を傾け、人格に響く指導を—
 講師：杉山雅先生

HR実践の第一人者です
 すぐに役立つ学習会に
 ぜひご参加を！